

2005年9月レポート

- 国別:

タイ
中国
マレーシア
シンガポール
フィリピン
ベトナム
インド
ミャンマー

タイ

2005年9月ニュース

1. タイ米、シルクの保護
2. 税関は機能しているのか
3. 知財教育を大学へ
4. 知財問題はまとまらない見通し
5. FTA 交渉
6. 産業監視団体が企業ユーザーを注視
7. タイと中国が知財問題で協力
8. 特許で旧跡遺産の商業開発に対抗
9. GM パパイアの利益共有
10. 放番協が DVD のテレビ番組レンタルを許可
11. 米国との FTA 交渉に進展

1. タイ米、シルクの保護

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B 面、タイ、2005年9月6日)

タイは、今月末に開始する米国との二国間自由貿易協定の第 5 ラウンド会合で、タイ製品のより強い知的所有権保護を米国に要求する。この要求は、タイ国外の米栽培者やシルク製造者が、その製品を「タイ米」あるいは「タイシルク」であると表示することを止めさせる狙いがあると、タイ知的財産局の Wiboonlasana Ruamraksa 副局長は述べている。

また、タイで育てられた植物が組込まれた米国産品については、その利益のいくらかをタイに還元すべきであるとも Wiboonlasana 副局長は述べ、「米国の技術によって開発されたものであったとしても、タイはタイで育成された成分から生産された製品の利益を共有する権利を有するはずである」としている。

2. 税関は機能しているのか

(クルンテープ・トゥラキット紙、経済面、33 面、タイ、2005年9月9日)

チェンライ県メーサイ地区からの報告によると、同県内の多くの著作権侵害製品がミャンマーから国境経由でタイへ流入しているという。しかしながら、タイ税関は、取り締まりを強化しているから、同地区ではいかなる海賊版製品についても販売されている事実を見出していないと報告している。

3. 知財教育を大学へ

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B面、タイ、2005年9月16日
クルンテープ・トゥラキット紙、農商業面、5面、タイ、2005年9月16日)

タイ国内で初のライセンス管理センターを設立するために、知的財産局はコンケン大学と協力することになった。このような協力プロジェクトは、知的財産権の保護、創造および登録がもっと促進されることをタイ人に啓発することを目的としている。このプロジェクトは、知的財産権の登録を促進し、知的財産権情報を大衆に提供することになるだろう。

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長は、このプロジェクトの目的は人々が知的財産権の開拓にもっと注意を払うよう促すことにあり、知的財産権の利用によって商業上の利益を得る手助けになるであろう、と述べている。

このプロジェクトの一部として、職業教育委員会と知財プログラムを促進する覚書書に知財局は既に署名しており、またチェンマイ大学やソクラー大学とも交渉中である。同局長は、知財局はタイ国内知財ネットワークを形成していく意向であると述べている。

昨日、知財局とコンケン大学とが署名した覚書書は、教育機関経由での知財保護ネットワークを開発していくパイロットプロジェクトである。

コンケン大学は、知的財産の創造、商業化及び保護という3つの業務に重点をおいた東北地方の知的財産権モニタリングセンターとなり、来年に稼動する準備を進めている。

コンケン大学の Sumon Sakolchai 学長は、3つの特別プログラムが知的財産権科に設けられると述べ、このプログラムは興味を持つ学生に開放されて、集中コースから修士課程まであり、集中コースは来年、修士課程も数年後に開始する、としている。

4. 知財問題はまとまらない見通し

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、2B面、タイ、2005年9月19日)

知的財産局は、二国間自由貿易協定の次回会合で米国は知的財産権分野に注力すると予想されるが、両国の溝を埋めることは困難かもしれない、と先週表明した。

「知的財産権関連交渉は、今時会合では何もまとまるように思われない」と Kanissorn Navanugraha 局長は述べ、今時会合では、両国が互いの立場について、よりよい理解を得るべきであると付け加えた。

交渉の一分野として、知的財産権のエンフォースメントのみならず、著作権、商標、特許等と同様に、光ディスクのような革新技术の保護にも焦点を当てられる。

5. FTA交渉

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、1B&5B面、タイ、2005年9月21日)

ワシントンでの会合後に、ブッシュ大統領とタクシン首相は、「米タイ自由貿易協定を来年に終結させるための積極的な努力をすることに合意した」という共同声明を発表した。

2006年初めにタイとの交渉を終了することを望んでいると最近述べた米国通商代表 Rob Portman に Kantathi Suphamongkhon 外務大臣は昨日会い、Kantathi 大臣は、知的財産権は「センシティブな問題」であると主張し、これまでも知らせてきたように、タイは医薬特許について特に懸念していると付け加えた。

11月に韓国で開かれるアジア・太平洋経済協力(APEC)閣僚会議期間中に、タクシン首相とブッシュ大統領は、FTA交渉についての詳細を議論すると予想される。

6. 産業監視団体が企業ユーザーを注視

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B10面、タイ、2005年9月20日)

ビジネスソフトウェア連合(BSA)は、正当なソフトウェア産業に何十億パーツもの売上げ損失をもたらした海賊版ソフトウェアを使用している国内・多国籍企業に対して、積極的な対応を取ると警告した。

月曜日に、BSAは無許可ソフトウェア使用を告発するホットライン(1-800-291005 と 02-711-6193)を再び開始し、告発情報が逮捕に結びついた場合、通報者の報酬を2倍にして、50万パーツを与えることにした。BSAのアジアでの海賊版対策担当者の Tarun Sawney 氏によれば、ステップアップしたキャンペーンは来月末まで続くという。

「我々は、無許可ソフトウェアを使用している企業に対する法的措置をとっている。告発報酬を増額させることは、それらの企業幹部や大衆へ我々のメッセージを送っていることを意味する。我々がすぐにここに帰り、再度記者会見しても驚かないでほしい」と Tarun Sawney 氏は記者会見で述べた。

BSA やタイ政府当局による数年間の取締まりにもかかわらず、タイのソフトウェア著作権侵害の割合は比較的高いままである。BSAからの委託による International Data Corporation が5月に発表した調査結果によれば、昨年の著作権侵害の割合は79%であり、前年から僅か1%の減少にとどまり、推定75億パーツの損害をもたらしたという。

同調査結果によると、タイのソフトウェア著作権の侵害割合は、オーストラリアとニュージーランドを加えたアジア15ヶ国の中で5番目に高い数字であった。ベトナムが最も悪く、日本が最も良い結果であった。

7. タイと中国が知財問題で協力

(Thai News Service、2005年9月22日)

タイと中国は、互いの知的財産の発展と保護の支援に協力することで合意した。同合意は、タイ訪問中の中国貿易産業担当大臣とタイ商務省の Preecha Laohapongchana 副大臣との間で交わされた。

Preecha 副大臣によると、今回の合意で、中国政府はタイ政府の要請であるタイ米やタイシルクの中国での特許登録を支援することとされ、「この問題は、今年末までに終了すると予想される」と同副大臣は述べた。現在、約2,000件のタイ製品が中国で特許登録されているという。

同合意には、二国間協力として類似商標問題を取り扱うことや、今後の知的財産権保護や貿易環境の鍵となる地理的表示の問題にも留意していくことが含まれていると Preecha 副大臣は述べた。

8. 遺産特許(Heritage Patents)で商業開発に対抗

(Thai News Service、2005年9月22日)

タイ文化省は、ホテルやリゾートの開発によって寺院等の名所旧跡が商業開発されていることに対し、既存法案を改正する作業をしている。同省の報道官は、仏教芸術、建築様式の開発や知識の搾取を防ぐ改正法が提出されることを5月に発表していた。さらに、同省は国内の遺産スポットを推薦し、仏教芸術と建築様式の知的財産を保護するための特許を出願する。

9. GMパパイアの利益を共有

(バンコクポスト紙、2005年9月27日)

農業局は、遺伝子組み換え(GM)パパイアの共同発明や関連発明について、米国財団との利益配分協定に署名することを躊躇しないと見られる。

数年前にタイの研究者と GM パパイアを共同開発したコーネル・リサーチ財団と同局は、GM パパイアや他の関連する発明の利益を共有する覚書に署名することを計画している。同財団は、輪紋病ウィルス遺伝子の発見と同様に、抗ウィルス性パパイアを育成する方法を含む特許を出願した。

しかし、専門家らは、そのウィルスは一般的に知られたものであり、したがって、特許を付与されるべきでないし、さらに、特許による保護ではなく、タイで発見された生物資源として保護するように農業局に要求した。

Kasetsart 大学のバイオテクノロジーの専門家である Surawit Wannakrairoj 氏は、この覚書によって、まだ特許成立に議論があるにもかかわらず、タイ側が特許に基づく利益共有権の存在を自動的に認めることとなり、パパイア生産者が GM パパイア品種を育成する際に、ライセンス料を負担しなければならない、と述べている。

Silpakorn 大学の知的財産権や伝統的知識を担当する Charoen Kampeerapab 副学長は、この問題を解決するために設立された第三者委員会も、同財団により出願されている遺伝子は一般的であるという勧告を出していると述べ、タイ政府は、同財団の特許を拒絶するために、この点を持ち出すこともできる、と付け加えている。

10. 放番協がDVDで日本のテレビ番組レンタルを許可

(Bangkok Shuho、2005年9月26日-10月2日)

日本の放送番組著作権保護協議会(放番協)は、タイ国内の4軒のビデオレンタルショップに対して、認定番組につき、オリジナルのマスターテープがVHSという条件で、日本国外のビデオレンタルショップにてテレビ番組をDVDで供給する方式(Pier2Peirが供給する)を許可した。これにより、タイ国内の4軒の店に、DVD形式で日本のテレビ番組をレンタルする権利が与えられる。

4軒のレンタル店は、10月1日からレンタルを開始する。

11. 米国とのFTA交渉が進展

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B面、タイ、2005年9月30日)

ハワイで行われた米国との自由貿易交渉で、知的財産権問題に進展があった。両国は研究開発の協力、タイのジャスミン米やシルク製品などの地理的表示の保護、および現地産品の保護対策と利益共有について議論した。

2005年9月ニュース

1. 著作権侵害品を摘発
2. EUが偽造品で中国に圧力
3. 偽造衣類の摘発
4. 中国、アセアンが知財シンポを主催
5. 中国副首相は知財権保護を強調
6. 中・米警察は偽医薬を摘発
7. 「鷹」で1,804件の知財権侵害を発見
8. 才能ある中国人への知財教育開始
9. 中国、韓国が知財合意書に署名
10. 偽造品と戦う米国チーム
11. 押収したが、知財局は「偽物はない」スキームに自信
12. 香港での中小企業セミナー

1. 著作権侵害品を摘発

(*South China Morning Post*, 2005年9月3日)

テーマパークが開園してちょうど10日後に、税関検査官はShamshuipoでの捜査で150万ドル相当の偽造ディズニーや日本アニメ商品を摘発した。

検査官は、32,000点の偽造品を押収し、Fuk Wing街の16人の卸売り業者や小売り業者を取り締まって、年齢が22才から52才の店所有者や販売職員である9人の男性と12人の女性を逮捕した。その後、罰金なしで保釈金により釈放された。

販売員が税関職員をだまそうとして、真正品に偽物を混合したところを発見された。玩具、文房具類、ハンドバック、家庭用電気製品を含む差押物件の5~10%は、偽ディズニー製品であった。残りはハロー・キティ商品のような日本の偽造キャラクタ製品である。

税関は、商標所有者と協同し続けると共に、知的財産権保護やエンフォースメントを強化すると警告している。税関検査官は、偽造製品の出所を調査している。

2. EUが偽造品で中国に圧力

(*South China Morning Post*, 2005年9月5日)

「中国は知的財産権保護を強化しなければならない」とPeter Mandelson 欧州商務官が注文をつけている。

「知的所有権保護は透明化と同様、最も大きな関心事である」と同氏が述べた。「今は我々の問題であるが、明日からは、それが中国の問題になると伝えなければならない。」

中国の知的財産法が有効に機能していると考えているEU企業は、21%にすぎない。統計は激しく変わるが、偽造品の売買はグローバル貿易の5%~9%に相当し、世界経済に年間2000億ユーロ(1兆9400億米ドル)~5000億ユーロの被害をもたらすと見積もられている。偽造者との競争のために、合法製品を生産する企業で毎年200,000程度の仕事が奪われている。

世界貿易機関(WTO)コミットメントの実行について、中国の進捗を賞賛する一方、欧州企業は、WTOコミットメントの実行性や引き続けている政府の障壁にも問題があるとも主張している。

3. 偽造衣類の摘発

(バンコクポスト紙、国際ニュース、6面、タイ、2005年9月6日)

香港の税関職員は、香港における同種の差し押えで最大級なものとして、150,000着という記録的な偽バーバリー衣服や製品を摘発した。有名なバーバリーのデザインをつけた製品は、約1,670万米ドルの小売価格に相当する。

香港と日本の偽造衣類シンジケートと目される2人の黒幕を含む11人の香港人が摘発の際に逮捕された。

4. 中国、アセアンが知財シンポを主催

(Industry Updates、2005年9月6日)

中国と東南アジア諸国連合(アセアン)は、共同で月曜日に北京で知的財産シンポジウムを開催した。中国とアセアン10ヶ国から、80人以上の参加者を招待した。

同シンポジウムは、中国とアセアン諸国との間の各分野での相互協力と交流を支援するとTian氏は述べた。

5日間のシンポジウムは、知的財産法制度の構築、知的所有権取得と管理、知的所有権保護、経済開発、知的財産情報普及と人的教育に焦点を当てる予定である。

5. 中国副首相は知財権保護を強調

(BBC Monitoring Asia Pacific、2005年9月6日)

知的財産権(IPR)保護は中国の経済・社会開発に不可欠で、改革と開国プロセスに非常に必要である、と中国のWu Yi副首相が述べた。

経済のグローバル化や国際競争に役割を果たそうと企てるため、中国は知財権制度を改善し、知財権規則を適用してイノベーション能力を向上させ、自ら設計した知財権の発展、実施及び管理をしなければならないと同副首相が知財権保護セミナーで主張した。

昨年の知財権保護業績をみて、Wu副首相は、全レベルの政府当局がより厳密な懲罰、法的効力、幅広い大衆教育をこなす業務を続けるべきであり、企業を保護制度で支援し、国際協力も増強すべきであると述べた。

6. 中・米警察は偽医薬を摘発

(China Daily、2005年9月9日)

中国と米国の警察は、共同で主要な不正医薬品組織を暴露した、と中国政府関係者が昨日記者会見で発表した。同組織は11か国にまたがり、何百万ドル相当の偽医薬品に關与していた。11人の中国人と一人の米国人が共に逮捕された。

公安省のGao Feng報道官の発表によれば、4,000万元(430万米ドル)以上と推定された44万錠の偽造錠剤が、8月28日と、9月2日の間の合同捜査で摘発された。

偽医薬品は、コレステロール薬Lipitorや、男性の性機能障害薬バイアグラ、CialisとLevitraも含まれる。ファイザー社がどのように不正医薬品を発見したかという事実に関しては発表されなかった。知的財産権侵害と格闘する協力として、今回が中国と米国による2回目の成功した共同調査である。

7. 「鷹」で1,804件の知財権侵害を発見

(Industry Updates, 2005年9月9日)

2004年11月と2005年7月の間に、中国警察は1,804件の知的財産権(IPR)侵害を発見、3,667人の容疑者を逮捕して、4億2000万元(5200万米ドル)の経済損失を取り戻した。

2004年11月に、公安部は知財権侵害を全国的に厳しく取締まる1年の「鷹」オペレーションを開始した。同キャンペーンの最初の8か月では、警察は13億3000万元(1億6400万米ドル)にもなる2,054件の知財権侵害を取締まった。

これらの案件には、機械・電気機器、農産物、医薬品、ワイン、清涼飲料、たばこ、化粧品、日常の必需品、衣類、バッグ、文化・スポーツ製品、AV製品及び出版物を含む多くの品目が含まれる。

同キャンペーンの遂行に際し、情報源不足という問題があると Bao Suixian 省職員が述べている。Bao氏は、自分の権利保護に関する意識を高めるように国内の知財権所有者に呼びかけている。

8. 才能ある中国人への知財教育開始

(Industry Updates, 2005年9月12日)

最近、上海知的財産事務局と米国国際教育財団は、才能ある中国人のための知財研修計画を始めた。

昨年署名された確認書によると、上海知財事務局が2005～2010年の間に知財教育受講のために、50人を米国に送ることになっている。

同プロジェクトは、上海が知財管理、産業ビジネス、法令や規制においてよく知っているバイリンガルの学者を選定し、育成の支援を目標とする。最初の7人の研修生は、8月中旬にシカゴで4か月の知財教育を受講する。

9. 中国、韓国が知財合意書に署名

(Industry Updates, 2005年9月12日)

中国と韓国は、知的財産(IP)問題について協力する確認書に署名した。

北京の知財サービスセンターと韓国エレクトロニクス産業促進協会(EIPA)は同確認書に署名し、両団体が知財をトピックとする定期的なセミナーやフォーラムを開催し、両国間のコミュニケーションを促進することに合意した。

両国は重要な知財侵害案件を共同調査し、共通課題を研究する。EIPAは1976年に設立され、韓国産業資源省の直接管轄下になっている。

10. 偽造品と戦う米国チーム

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B5面、タイ、2005年9月23日)

米国商務省は、海外の知的財産窃盗と格闘するために、著作権侵害や偽造品で知られていた国々へ専門家チームを派遣した、と Carlos Gutierrez 商務長官が発表した。

知的財産権専門集団と呼ばれる同グループは、ブラジル、中国、インド、ロシア、タイ等で業務を行う。それらの国々で担当職員と毎日折衝すると共に、関連案件を監視する。

11. 押収したが、知財局は「偽物はない」スキームに自信

(The Standard, 2005 年 9 月 29 日)

知的財産局の「偽物はない」スキームに効果が出ないという懸念があるにもかかわらず、同局の長官は、香港の消費者や観光客が偽造品販売を過度に心配すべきでないとした。

税関職員は、月曜日に 5 軒の国内宝石店を捜査し、550 万香港ドルの偽造ブランド商品を押収した。

消費者評議会は、2004 年に宝石、腕時計、時計の小売り業者に関して中国本土観光客からたったの 147 件の苦情しか受けなかったのと比較して、今年は 8 か月で 160 件の苦情を受けたと発表した。偽造品に加え、値段を高く付け過ぎることやブランドの誤表示に関する苦情もあった。多くの中国本土観光客は高品質のブランド製品を得るために、宝石店で買い物をするため、知的財産保護が優先事項である。

12. 香港での中小企業セミナー

(Industry Updates, 2005 年 9 月 29 日)

知的財産権(IPR)保護セミナーは、起業に於ける知的財産権(IPR)の重要性について議論するために開催された。香港知的財産局 Stephen Selby 長官はセレモニーで挨拶し、国内中小企業に知財権保護を促進するために、知的財産局が一貫した努力をしてきていると述べた。

同セミナーは、国内の中小企業(SMEs)が経営環境における知財権理解を支援する目的で、知的財産局、香港貿易開発会議(TDC)、香港産業連合の知的財産権団体によって共同開催された。

2005年9月ニュース

1. 来年にも知財裁判所設立へ
2. 著作権管理企業が海賊版ソフトで処罰
3. 知財のエンフォースメント強化が必要

1. 来年にも知財裁判所設立へ

(Bernama Daily Malaysian News, 2005年9月13日)

国内取引・消費者行政省の Datuk Shafie Apdal 氏は、現在 Session Courts によって扱われている知的財産権事件が、来年6月には特別裁判所に引き継がれる見通しであると述べた。

同氏は、特別裁判所設立の管轄である司法局が、肯定的な回答をしていると述べている。特別裁判所は、未決事件の解決、特許権に関する論争、商標、模倣品、剽窃物及び著作権を含む知的財産権関連の事件の真理促進に貢献するものと見られている。

2. 著作権管理企業が海賊版ソフトで処罰

(Bernama Daily Malaysian News, 2005年9月15日)

タオルや台所用具のデザインの著作権を管理する会社が、本日の分科裁判で、8つの海賊版コンピューター・ソフトウェアのコピー使用で処罰された。

同社は、カリフォルニアに本社があるアドビ・システムズ社が著作権を有するコンピュータープログラムの海賊版を所有しかつ使用していると訴えられた。1987年著作権法の41(1)(d)条によると、有罪宣告なら、ソフトウェアの各コピーあたりに2,000~20,000リンキッドの罰金または5年の禁固刑、あるいはその両刑に処される。

原告は、アドビ・システムズ社、マクロメディア社、マイクロソフト社を含むコンピューター・プログラム会社を代表するビジネス用ソフト連合(BSA)である。

3. 知財のエンフォースメント強化が必要

(Business Times, 2005年9月22日)

知的財産権のエンフォースメントの欠如は、マレーシアと米国との二国間貿易・投資の安定かつ高い成長を妨害するかもしれない、マレーシア駐在の米国大使 Christopher J. LaFleur は、米国がマレーシア政府のさらなる進展が欲しいと期待するいくつかの重要分野のうちの1つは、知的財産保護のエンフォースメントの強化であると述べた。

クアラルンプールのマレーシア大学法学部によって開催されたマレーシア-米国関係の講義で、同大使は「マレーシアは、生活水準が向上し、グローバルな規模での競争に生き残ることができるような知識ベースな経済を築こうとしている。必要とされる知識は外国から海外投資の形としてやってくるが、それを保護することができない場合、外国人投資家はこの国に価値ある知識を持ってこない」と述べた。

LaFleur 大使は、知的財産権のエンフォースメントを強化することがマレーシアそのものの利益であるとマレーシアの指導者が既に述べていることを引き合いに出し、知的財産権保護はマレーシアの決定であると認めた。また、LaFleur 大使は、知的財産権のエンフォー

スメント強化が米国からの新しい投資、特に先端技術などマレーシアがターゲットとしている知識ベースの投資を十分なほどにマレーシアへ持ってくる」と述べ、5月の貿易投資包括協定の署名により、米国-マレーシアの貿易投資がより押し上げられると予想されると述べた。

シンガポール

2005年9月ニュース

1. シンガポール、香港が知財管理の覚書書に署名

(Xinhua's China Economic Information Service、2005年9月1日)

シンガポール知的財産庁(IPOS)と香港生産性評議会(HKPC)は、9月1日に知的財産(IP)管理についての覚書書(MOU)に署名した。

MOUによれば、両機関が企業の知財管理準備を評価するための知財監査基準である知財管理プロトコル(IPMP)を含む集合的なツールを共同で強化する。

HKPCの取締役である Yeung Kwok-Keung 氏によると、創造と革新がアジア太平洋地域の収入源とみなされるように、企業は知財保護の重要な意義を考慮している。

「知財制度は、この地域にとってアウトソーシング市場の大きなシェアを求める競争力を保つのに重要である」と Yeung が付け加えた。両機関は、知財管理・保護の国際的なベンチマークとして相互に認識された標準が地域のビジネスに役立つことを望んでいる。

2. 淫らな写真掲載ウェブは著作権法違反

The Straits Times Newspaper、シンガポール、2005年9月8日)

きわどいが人気の www.sggirls.com ウェブサイトを主催する企業が、モデル事務所から訴えにより、著作権侵害で提訴されていることが発覚した。

9月1日に出された判決によれば、Ernest Lau 登記補佐官は、ウェブサイトに掲載された2人の有望なモデル写真について、モデル事務所に損害と費用を払うように Jeyel Technologies に命じた。

フィリピン

2005年9月ニュース

1. 米国は知財権ブラックリストからフィリピン除外を検討
2. フィリピンでソフトウェア特許がない
3. 米国が反著作権違反法の強化を要求

1. 米国は知財権ブラックリストからフィリピン除外を検討

(*Manila Standard*, 2005年9月21日)

米国政府は、知的財産権を侵害する国の優先監視リストとして知られるスペシャル 301 条リストから、フィリピンを除外する確信があることを表明した。昨年、フィリピンにおける海賊版製品により、米国企業が2億ドルの損失を被ったという事実には驚きを表明するとともに、米国政府は「周期外」レビューにより、フィリピンがリストから除外されることを支援する準備をしていた。

Michalik 氏は、米国は偽造映画や音楽の複製販売を罰する唯一の法律であるオプティカル・メディア法の実施を絶えず監視していると述べた。

オプティカル・メディア法は、映像・音楽著作権を侵害した場合、300万ペソ以下の罰金や9年以下の禁固刑を規定している。

Michalik 氏は、アロヨ政権が知財権保護の国際標準に留意すべきであり、さもなければ、フィリピンの貿易投資参入に反動がおきるかもしれないと述べた。昨年、国内の映像メディア委員会は約800万米ドル相当の海賊版光ディスクを差し押え、成功を成し遂げた。

2. フィリピンでソフトウェア特許がない

(*INQ7.net*, 2005年9月30日)

フィリピン知的財産庁(IPO)は、現地企業がソフトウェア特許を取得することを可能にする計画があるという報道を再び否定した。

同報道が「虚偽」・「時期尚早」として、IPOのIreneo Galicia 副長官は、IPOはハードウェア製品に埋め込まれるソフトウェア特許を出す計画は持っていない、と今週の声明で発表した。

Galicia 副長官は、フィリピン知財法として知られている 8293 連邦法で規定されるように、フィリピンのコンピュータ・プログラムは著作権法で保護されると強調した。

知財法は、コンピュータ・プログラムが非特許発明とみなされると規定している。IPO 副長官は、国内のオープンソースグループである Open Minds が要求しているということも根拠のないことだと述べた。

3. 米国が反著作権違反法の強化を要求

(*Business World*, 2005年9月30日)

フィリピンの貧弱な知的財産権(IPR)保護は潜在的投資家を遠ざけており、米国政府が適切な法律の強化を繰り返し要求してきている、とマニラ駐在米国大使館が述べた。米国の担当者である Darryl Johnson 氏は、知財権法施行強化が「フィリピンでの投資及び企業家精

神を促進するのにクリティカルであり、特にフィリピン企業が卓越している可能性を持つ知識ベースサービス分野に大変適切である」と述べた。

大使館は、米国の知財権違反の優先監視国リストにフィリピンを継続的に載せるべきかどうか検討するために、今月初めにフィリピン政府やいくつかの米国産業団体と円卓会議を実施した。産業団体は、米国企業はフィリピンで知的財産窃盗を通じて、年間約 2 億ドルの損失を出していると推測している。

ベトナム

2005年9月ニュース

1. ベトナム首相はバイク侵害を取締る
2. 日本はベトナムの知財保護を支援
3. ベトナムの商標サイトが国内製品促進を支援

1. ベトナム首相はバイク侵害を取締る

(*Thai News Service*, 2005年9月13日)

首相は、モーターバイク市場の知的財産侵害を管理する対策を強化し、処罰を厳密に下すように科学技術省や他当局に命じた。

さらに、科学技術省は、研究やモーターバイク設計の改善への投資を増強するように、国内モーターバイク組み立て業者に通達する。

2. 日本はベトナムの知財保護を支援

(*The Saigon Times Daily*, 2005年9月15日)

日本特許庁(JPO)は、火曜日に行われたホーチミン市でのワークショップで、ベトナムの知的財産保護支援の強化を約束した。

日本特許庁は、ベトナムの情報活用、人材教育、知的財産行使のためのセミナーやフォーラム開催を支援する、と Tsuyoshi Kashimoto 国際課長補佐が述べた。

日本の経験に関する書物が、日本特許庁の支援でまもなくベトナムで出版される。同分野の日本人専門家である Shin-Ichiro Suzuki 氏は、権利の効率的保護が中小企業の発展を支援すると述べた。

ベトナムは、特許や意匠に関する多数の文献を備える特許庁の知的財産権データベースにアクセスすることが許可された最初の国である。

さらに、日本人専門家は人材育成も支援しており、100人のホーチミン市職員が過去数年の間に日本で知的財産権教育を受講した。日本特許庁は、2001年にこの分野のベトナム支援を開始し、ハノイとホーチミン市で多くのワークショップを開催して、知的財産権に関するプログラムを実行している。

3. ベトナムの商標サイトが国内製品促進を支援

(*Asia Pulse*, 2005年9月22日)

ベトナムにある商標のウェブサイト www.thuonghieu-viet.com は、業務開始後2年で、国内企業の3,000の商標やブランドネームを引きつけている。

ベトナム情報処理協会(VIPA)、サイゴン・ニュース・センター、QVN ネット・センターによって開かれた同ウェブサイトは、企業がインターネット上で商標を広告し、商品の促進支援を目的としている。

同ウェブサイトの役員会は、国内市場で名声を得た製品を開発した10企業に賞を与えた。300以上の商品が、同役員会から金・銀の記念品を与えられた。

10 の企業は次のとおりである。:ベトナム乳製品合資会社(Vinamilk)、Saigon Kyndan Rubber Stock 社、Vissan Import Export 社、Dong Tam 社、An Giang Agricultural Technology Service 社、Lien Thanh Seafood Processing 社、Ha Tien Cement 社、Bao Viet Life Insurance 社、Hoa Binh Construction and Real Estate 社、及び Viet Nam National Tea 社(Vinatea)。

インド

2005年9月ニュース

1. 米国との知財権問題解決
2. 特許制度見直しにインド産業団体が委員会を希望
3. 知財権セミナー

1. 米国との知財権問題解決

(*The Statesman*, 2005年9月3日)

インドと米国は、数十年間に及ぶ論争の的になっていた知的財産権問題をついに解決した。これは、来月初めにインドとの二国間科学技術協定に署名する米国の決定に基づくものである。同協定は、ヘルスケア、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー等の分野をカバーするである。

Kapil Sibal 大臣によると、同協定は来月、米国訪問中に署名される予定である。Sibal 氏は、Observer Research Foundation 主催の科学・技術機会(opportunity)及びインド - 米国関係に関するセミナーで講演し、表情にも嬉しさを表した同大臣は、同協定はここ十年間可能ではなかったが、米国が知財権問題解決について特別な方法を望んだと述べた。これにより、両国にとって有利な状況になると同大臣は付け加えた。

2. 特許制度見直しにインド産業団体が委員会を希望

(*Asia Pulse*, 2005年9月8日)

産業団体 Assocham は、1970年特許法修正案が法的かつ基本的問題点をたくさん含んでいるとして、同修正法案の見直しを司法委員会に委任することを提案した。

最終的な特許制度がインド産業界の希望に叶えることを保証するために、同委員会は、特許法の専門知識を持った卓越な法律の指導者によって占められるべきであり、また少なくとも10人のメンバーから構成されるべきであると、AssochamのM. K. Sanghi 会長が声明文で述べた。

特許法の欠点とは、発明、新規性、進歩性、医薬物質及び不特許事由の定義に関することであると述べ、Sanghi 会長は、委員会が定評ある研究機関から専門家を探して助言してもらうべきだとしている。その他の欠点としては、法律中で定義されておらず、しかも見直し事項になっている微生物特許の問題であると Sanghi は述べた。

現在の特許法では、特許付与前の異議申し立ては何人にも許されたが、付与後の異議申し立ては利害関係者のみに制限されており、しかも付与前異議に関する審査官の決定に対しては不服申し立てが許されていない、とも付け加えて述べた。

3. 知財権セミナー

(*The Hindu*, 2005年9月23日)

「知的財産権：その異なる側面」という2日間のセミナーは、Manasagangothri の EMMRC で月曜日から開催される。マイソール大学の政治学研究課 H.M.Rajashekara 主任の

発表によると、同セミナーは、国際機関や多国間協定を通じて議論される知的財産権(IPR)制度に対して、インドのような開発途上国の意見を出す上で重要なものであるという。

セミナーの期間中に、WTO の境界、メディアでの著作権問題、TRIPS 協定に対するインド政党の反応、インド特許法、知財権と人権問題、アイデアに対する空間・現代の黙示録、生物多様性問題、代替特許制度、憲法と知財権、技術と WTO、生物多様性請求など多数の問題が議論される。「遺伝子特許：法的な理解と政策意義」、「インドの伝承知識：征服されていない挑戦」、「知財権と土着知識技術：司法の見解」、「知的財産権と土着知識技術：自己決定とビジネスの調和」などの書面も配布されると Rajashekara 教授は述べた。

ミャンマー

2005年9月ニュース

ミャンマーは知財保護法を制定

(Xinhua News Agency、2005年9月1日)

ミャンマーは、芸術家の業績に法的根拠を裏付けるために、来年1月までに知的所有権保護(IPP)法案の発布手続きを完了させる、と法律の情報筋が木曜日に述べた。

世界知的所有権機関(WIPO)のガイドライン下で起草された同法案は、文学、芸術、商標、工業デザイン、発明の観点から知的所有権をカバーするという。

文学、音楽、ドラマ、映画産業を含むそれぞれの分野の芸術家は、同法案が芸術創造者に保護を供給するのを支援するだろうとして、今回の動きを歓迎している。

今回の動きは、2000年1月に到達した世界貿易機関(WTO)の貿易側面に関する知的財産権協定(TRIPs)の履行の一部になる。ミャンマーは1995年と2000年にそれぞれWTOとWIPOに加盟し、他の後発開発途上国と同様に、2005年末までに知財権法の制定を完成することになっていた。
